

平成29年度 行政不服審査会の活動状況

目次

I 諮問・答申の状況	1
1 諮問・答申の概況	1
2 新規諮問事件の状況	1
(1) 審査関係人等の状況	1
①審査庁（行政機関単位）	1
②審査請求人	2
③参加人	2
④処分庁	2
(2) 諮問月別諮問件数	3
(3) 審査請求から諮問までの期間	3
3 調査審議及び答申の状況	3
(1) 部会開催回数	3
(2) 調査審議における各種手続の実施状況	4
(3) 平成29年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数	4
(4) 答申例	5
(5) 答申における付言等の実績	6
II 審査会の運営等	7
1 総会（運営会議）の開催状況	7
2 その他	7
(1) 地方公共団体向け説明会の実施	7
(2) 行政不服審査交流会への参加	7
<参考資料>	8

I 諮問・答申の状況

1 諮問・答申の概況

平成29年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は68件であり、その内訳は、前年度繰越事件が7件、新規諮問事件が61件であった。これに対し、当審査会が、平成29年度中に行った答申は50件であり、うち、審査庁の判断を妥当としたものが36件、一部妥当でないとしたものが4件、妥当でないとしたものが10件であった。

また、平成29年度は、諮問の取下げが2件あり、平成29年度末時点で、当審査会において調査審議中の件数は15件であった。

なお、平成29年度は、中間答申の実績はなかった。

表1 諮問件数、答申件数等の実績

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下げ件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	52	15
累計	7	74	81	56	40	4	12	0	58	22

(注) 平成29年度は、2件の諮問に対して答申が1件という事例が1回あるため、諮問件数の合計(a+b)と、答申件数及び取下げ件数の合計(c+d)の差は、翌年度繰越件数とは一致しない。

(参考) 平成29年度の諮問事件(68件)について、これを審査請求に係る処分件数で見ると、232件となる。

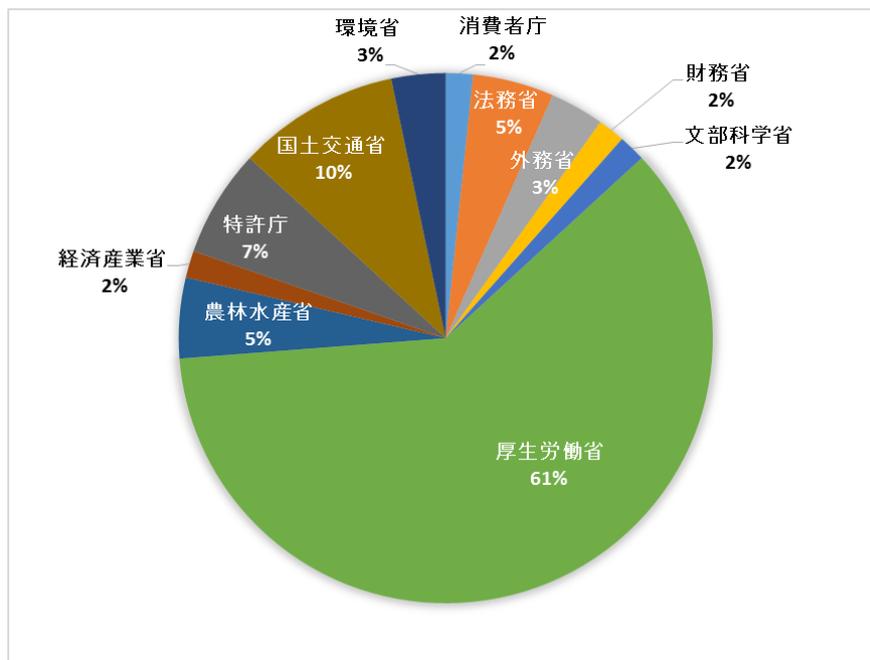
2 新規諮問事件の状況

(1) 審査関係人等の状況

① 審査庁（行政機関単位）

平成29年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別に見た場合、図1のとおりであった。最も多いのは厚生労働省の37件であり、全体の約61%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（平成29年度）



②審査請求人

平成29年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別に見た場合、56件が処分の名宛人（個人によるものが43件、法人によるものが13件）による諮問事件であり、5件が処分の名宛人以外の者（個人によるものが3件、法人によるものが2件）による諮問事件であった。

このうち、代理人（法定代理人を除く。）によってされた諮問事件は、17件（約28%）であった。

③参加人

平成29年度の新規諮問事件について、参加人が参加していた諮問事件はなかった。

④処分庁

平成29年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別に見た場合、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが12件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）が25件、地方公共団体の機関¹が19件、独立行政法人が4件、地方道路公社が1件であった。

¹ 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある。（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）

(2) 諮問月別諮問件数

平成29年度の新規諮問事件について、諮問された月別に見ると、図2のとおりであった。

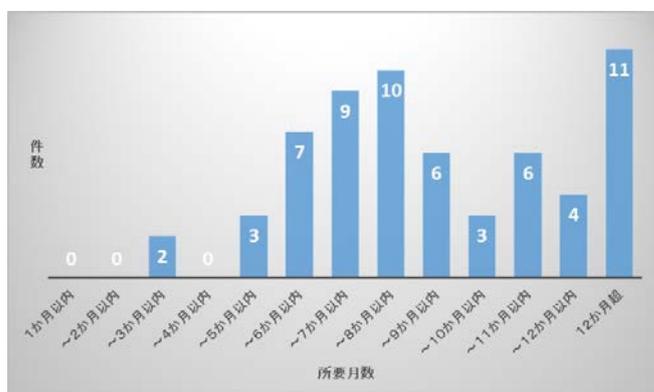
図2 新規諮問事件の諮問月別分布（平成29年度）



(3) 審査請求から諮問までの期間

平成29年度の新規諮問事件について、審査請求年月日²から当審査会に諮問されるまでの期間を月単位で見ると、図3のとおりであった。

図3 諮問までの所要月数の分布（平成29年度新規諮問事件）



3 調査審議及び答申の状況

平成29年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会開催回数

平成29年度の各部会の開催回数は、第1部会が24回、第2部会が29回、第3部会が39回であった。

² 審査庁から提出された諮問書別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況については、表2のとおりであった。平成29年度に、行政不服審査法78条に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が11件、行政不服審査会運営規則13条に基づき、審査関係人に対して口頭での説明を求め、聴取した諮問事件が4件あった。

表2 調査審議における各種手続の実施状況（平成29年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	11	4

(3) 平成29年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数

平成29年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（平成29年度に答申したものの）

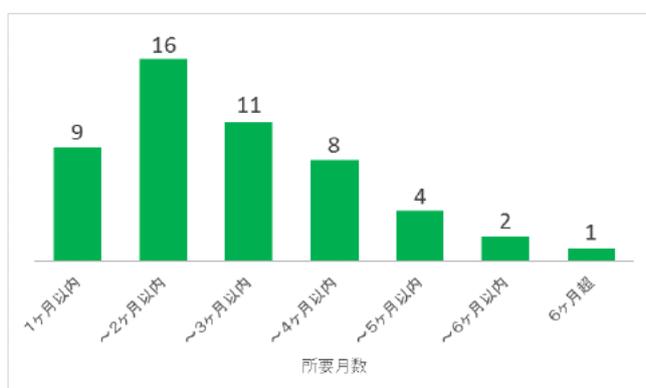
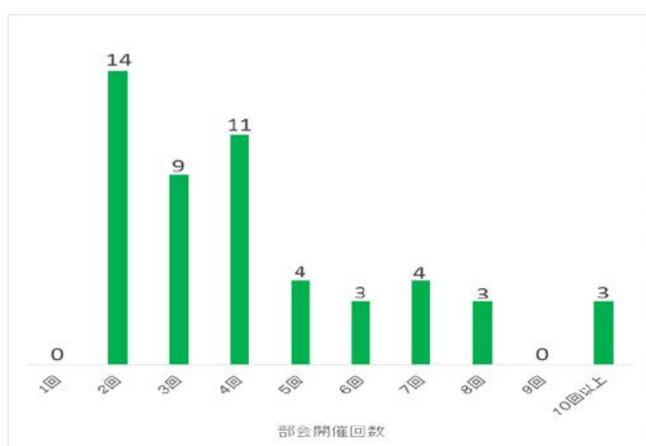


図5 諮問事件の部会開催回数の分布（平成29年度に答申したものの）



(4) 答申例

平成29年度の答申は、表1にもあるとおり、審査庁の判断を妥当としたものが36件、一部妥当でないとしたものが4件、妥当でないとしたものが10件であった（答申の内容については以下のURLを参照。）。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin.html

なお、審査庁の判断が妥当でないとした答申は表3のとおりであり、審査庁の判断が一部妥当でないとした答申は表4のとおりであった。

表3 審査庁の判断が妥当でないとした答申

答申番号	答申日	審査庁	原処分の概要
平成29年度 答申第1号	平成29年 4月14日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分
平成29年度 答申第21号	平成29年 11月15日	厚生労働大臣	労働基準法12条8項の規定に基づく平均賃金決定申請に対する決定
平成29年度 答申第25号	平成29年 11月30日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分
平成29年度 答申第30号	平成29年 12月22日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分
平成29年度 答申第36号	平成29年 12月25日	厚生労働大臣	労働基準法12条8項の規定に基づく平均賃金決定申請に対する決定
平成29年度 答申第40号	平成30年 2月20日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分
平成29年度 答申第44号	平成30年 3月13日	環境大臣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14条6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の更新許可申請に対する不許可処分等
平成29年度 答申第46号	平成30年 3月23日	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対する不確認処分
平成29年度 答申第47号	平成30年 3月23日	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法29条1項の規定に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の交付申請に対する不交付決定
平成29年度 答申第48号	平成30年 3月23日	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法29条1項の規定に基づく社会復帰促進等事業としての労災はり・きゅう施術特別援護措置の承認申請に対する不承認決定

表4 審査庁の判断が一部妥当でないとした答申

答申番号	答申日	審査庁	原処分の概要
平成29年度 答申第18号	平成29年 10月19日	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対する確認処分
平成29年度 答申第23号	平成29年 11月21日	外務大臣	旅券法の規定に基づく一般旅券の発給処分等
平成29年度 答申第31号	平成29年 12月22日	経済産業大臣	平成28年法律第59号による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法6条6項の規定に基づく再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消処分
平成29年度 答申第49号	平成30年 3月23日	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対する不確認処分

(5) 答申における付言等の実績

当審査会では、答申において、審査庁又は処分庁における当該答申に係る処分根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、問題点を指摘し、必要な措置について付言を行うことがある。

平成29年度の答申では、18件の答申（平成29年度答申第6号、第8号、第12号、第13号、第22号、第27号、第28号、第32号、第33号、第34号、第35号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第46号及び第48号）において付言が付された。³

³ ここでは、「付言」の項目を立てている答申についてのみ記載しているが、それ以外にも、「付言」の項目を立てずに付言と類似の内容に言及した答申がある。

II 審査会の運営等

1 総会（運営会議）の開催状況

平成29年度は、委員全員で構成される総会（運営会議）を3回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。また、その議論の結果を踏まえ、より円滑な運用が可能となるよう、行政不服審査会運営規則を2回にわたって改正した。

表5 総会（運営会議）の開催実績

開催日		主な議題等
第9回	平成29年6月28日	・行政不服審査会運営規則の改正 ・平成28年度活動状況等の報告
第10回	平成30年1月23日	・行政不服審査会運営規則の改正 ・事務局からの報告
第11回	平成30年3月13日	・行政不服審査会決定の改正

2 その他

(1) 地方公共団体向け説明会の実施

平成29年6月15日、当審査会事務局は、行政管理局と合同で、地方公共団体向け説明会を開催した。

(2) 行政不服審査交流会への参加

平成29年11月16日に一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会（当審査会からは、市村会長、伊藤委員及び小早川委員が発起人に名を連ねている。）が開催され、小幡委員が当審査会の活動状況に関する講演を行った。

以上

<参考資料>

○行政不服審査会委員名簿（平成29年度）

部会	役職	委員	
第1部会	会長 部会長(常勤)	市村 陽典	元仙台高等裁判所長官
	委員	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科(法科大学院)教授
	委員	中山 ひとみ	弁護士
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元明治大学法科大学院特任教授
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	大橋 洋一	学習院大学大学院法務研究科教授
第3部会	部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	会長代理 委員	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長
	委員	山田 博	弁護士